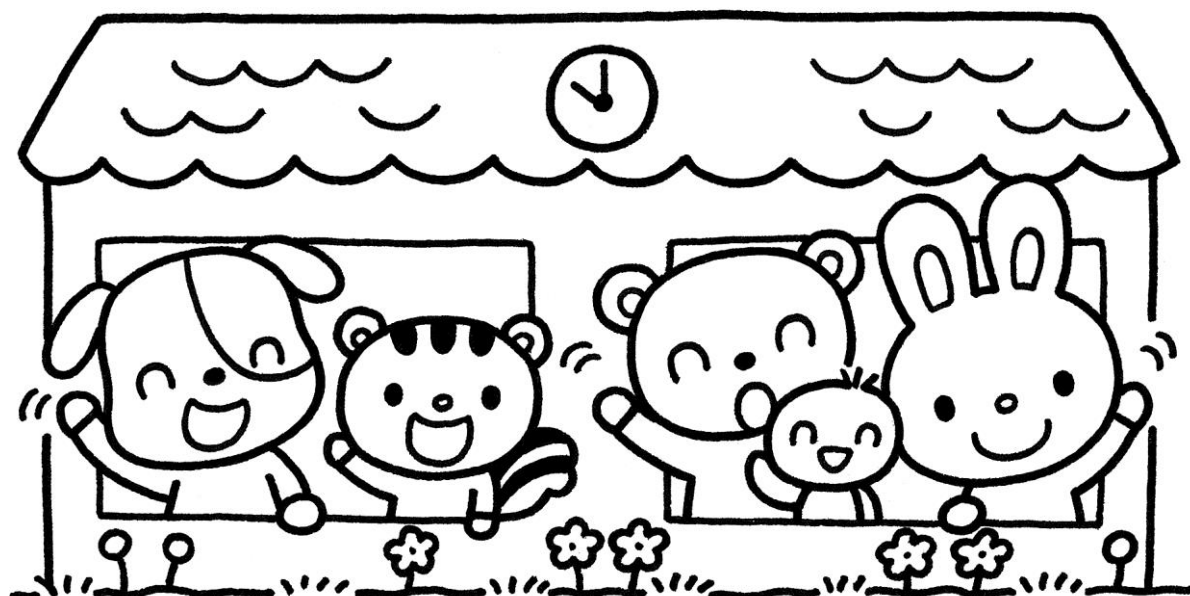


令和7年度

畔吉保育所のしおり (重要事項説明書)



上尾市立畔吉保育所

住 所 上尾市大字畔吉1319-1
電 話 (048) 725-5400
F a x (048) 725-5518

も く じ

ようこそ畔吉保育所へ	1
《上尾市立保育所の理念》	
《上尾市立保育所の基本方針》	
《上尾市立保育所の保育目標》	
《畔吉保育所の保育目標》	
《概要》《沿革》	
《保育所で大事にしていること》	3
★生活リズム★	
＊子どもと食事＊睡眠＊薄着＊はだし＊水・砂・どろんこ遊び	
＊自然とのふれあい＊リズムと歌と手遊び＊仲間づくり＊絵本・紙芝居	
絵本の貸し出しについて	
《年齢別クラス名・職員構成》《平面図》	5
《デイリープログラム（保育所の1日）》 《保育時間》 《休所日》	
《土曜日の利用について》	
《慣れ保育について》	
《ICT システム（コドモン）の導入について》	7
《家庭連絡について》 《保育所への連絡について》	8
《保育所からのお願い》《その他集金について》 《送迎について》	9
《駐車場利用についてのお願い》	10
《送迎経路についてのお願い》	11
《紙おむつ等サブスクサービス》 《持ち物一覧》 《服装について》	12
《延長保育・延長保育料について》	14
1.延長保育の設定について	
2.延長保育の利用について	
3 臨時的延長保育の利用について	
《延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて》	15
《給食について》	16
《幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食費・副食費)の実費徴収について》	17
《健康管理について》	18

《予防接種のお願い》	・・・・・・・・・・・・・・・・	19
《保育所とくすり》	・・・・・・・・・・・・・・・・	20
《災害が起きた場合の連絡先について》	・・・・・・・・・・・・・・・・	21
災害時避難場所・災害用伝言ダイヤルの使用方法（安否確認）～避難経路～		
風水害等の災害時における臨時休園の基準について	・・・・・・・・	23
《個人情報について》 《小学校との連携》	・・・・・・・・	24
《保育所の評価・職員の研修について》		
《「赤ちゃんの駅」の設置について》 《子育て電話相談》	・・・・・・	25
《上尾市 病児・病後児保育について》 《休日保育について》		
《子どものかかりやすい感染症》	・・・・・・・・	27
子どもの急な病気に困ったら小児救急電話相談に連絡を		
休日急患診療 ・ 中毒110番		
「災害共済給付制度」について	・・・・・・・・	30
ご意見・ご要望について	・・・・・・・・	30
変更事項届出一覧表	・・・・・・・・	32
畔吉保育所おさんぽマップ	・・・・・・・・	33
《令和7年度 年間行事予定》	・・・・・・・・	34





《上尾市立保育所の理念》

1. すべての児童が、心身ともに健やかに育成されるよう努めます。
2. すべての児童の生活をひとしく保障し愛護するよう努めます。
3. 保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成するよう努めます。

《上尾市立保育所の基本方針》

1. 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う。
2. 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る。
3. 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
4. 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力を得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行う。
5. 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

《上尾市立保育所の保育目標》

1. 心身ともに健康な子

養護される中で、基本的生活習慣を身につけた健やかな子
友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子

2. 自分を大切に友だちも大切にできる子

子ども同士の関わりを深め、いのちをたいせつにし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子

3. 安定した環境の中で考え、働きかけていける子

安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子
いろいろな遊びを通し、安全や危険を学んでいける子

4. 何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子

自然や身近なものに関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子

5. 自己表現の出来る子

自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

《畔吉保育所の保育目標》

心身健やかで、友だちと元気に楽しく遊べる子

いろいろなことに興味を持ち、取り組める子

自分や友だちを大切にし、思いやりを持てる子

自分の思いを伝えられ、相手の思いも聴ける子

《概要》

構 造	鉄筋コンクリート造り 平屋建て
規 模	敷地面積 2315.40 m ² 建物面積 607.5 m ²
定 員	80 名
対象年齢	1 歳から就学前



《沿革》

昭和57年4月に市内で16番目に、定員80名の公立保育所として開所しました。

上尾駅から北西4キロ、武蔵野の面影が残る自然豊かな場所に位置し、四季折々の散歩や遊びが楽しめます。広い庭、大きな窓と広々とした明るい施設であり、子どもたちがのびのびと一日を過ごしています。

どの部屋からも見渡せる中庭には、しだれ桜、柿、かりん、いちょうの木があり、季節ごとに楽しませてくれます。

《保育所で大事にしていること》

★生活リズム★

健康で、快適な生活リズムを送るために、食事・睡眠・排便・着脱・清潔等、毎日の繰り返し、大切なことです。「早寝、早起き、朝ごはん」と規則正しく生活することが、成長の土台となります。

子どもと食事

食は命の源です。乳幼児期の食事は、食生活の基礎となります。保育所の給食・おやつは、栄養士がバランスの良い献立をたてています。楽しい雰囲気の中で友だちや保育者と一緒においしく食べることで、身体だけでなく、心の健やかな成長・発達にもつながります。

朝食はたくさん遊ぶためのエネルギーになります。必ず食べて登所しましょう。

睡眠

子どもは寝ている間に成長すると言われてるように、十分な睡眠が必要です。午後9時過ぎ頃から、いろいろな成長に必要なホルモンが分泌されると言われています。また、日中とった食事が眠っている間に、身体や脳を作っていきます。早めの目覚めと朝食をとることによって、排便の習慣にもつながっていきます。

薄着

厚着をすると体温調整の働きが鈍くなり、風邪をひきやすくなります。

薄着で遊ぶことにより、皮膚や粘膜が丈夫になり、風邪をひきにくくなります。年齢や体調に配慮しながら、ゆっくりと慣れていきましょう。

はだし

室内では、素足で過ごします。暖かい時期には、園庭でも素足で遊ぶこともあります。

足でしっかりと床や土を踏むことで、「土踏まず」がしっかり作られ、育っていく上で大切な、歩く・走る・登るなどが上手になっていきます。

水・砂・どろんこ遊び

子どもは、水や砂やどろんこ遊びが大好きです。

水や砂、土は指先ひとつで自由に変化して、子どもを十分に楽しませてくれます。友だちと一緒に山を作る子、川を作る子、水を運ぶ子等、道具を工夫して使い作業を分担して、協力すること等を覚えていきます。子どもにとっては、水や砂、土は夢中になって遊べるおもちゃです。



自然とのふれあい

自然豊かな場所にあり、広い園庭での外遊びだけでなく、四季折々の散歩も楽しんでいます。草花摘み、どんぐり、松ぼっくりなどの木の実拾いやカエル、ばったなどの虫探しなど、自然との触れ合いを通して子ども達は、さまざまな経験をします。

リズムと歌と手遊び

1才～5才までの子ども達の発達を基本に、リズム遊びを取り入れています。トンボ・カメ・ウサギ・スキップなどの曲をピアノや歌に合わせて、手・足・腕・背中・腹など全身の筋肉を動かすことによって、表現豊かなバランスのとれたしなやかな身体づくりを目指しています。毎日の生活の中で、自分の大好きな歌を大きな声で歌うことが、子どもの心を豊かにしていきます。

仲間づくり

友だちと遊んだり、一緒に生活する中で、自分を表現したり、伝えたりすることを学んでいます。「〇〇ちゃんと遊びたい」、「友だちと一緒にいたい」、「大きい子と遊びたい」、「小さい子のお世話をしたい」という気持ちは、友だちに興味や関心がでてきて生まれるものです。自分の気持ちがうまく伝わらず、けんかになってしまうこともあります。そんな中から、人に対する思いやりの心や、優しさなど、人間関係の基礎となる力を育んでいます。

絵本・紙芝居

「絵本を読んで！」という子ども達の言葉を耳にします。子ども達は絵本や紙芝居が大好きです。絵本は子ども達の想像力を養い、豊かに育てるために大切な役割をしています。繰り返しの言葉や大人の優しい語りかけが、言葉を自然に覚え、感性を育てる大きな手助けをしています。そして、大きくなると絵本の主人公になったり、ごっこ遊びをしたり、楽しむ様子も見られます。

この様なことから保育所では、絵本や紙芝居の読み聞かせを大切にしています。また、大好きなお父さん、お母さんにも読んでもらう楽しさは、何より素晴らしいことです。お家でも一緒に絵本を見る時間、読んでもらう時間を大切にしましょう。

★絵本の貸し出しについて★

保育所では、クラスやホールの園文庫にある絵本の貸し出しを毎日行っています。

1日に1冊、次の日に返却、返してから次を借りる、絵本袋使用

◎借りる時・・・「絵本貸出表」に借りた日、絵本の題名、クラス名、お子さんの名前を記入し、絵本袋に入れてお持ちください。

◎返す時・・・借りた部屋の返却ボックスに袋ごと入れて、返した日を記入してください。

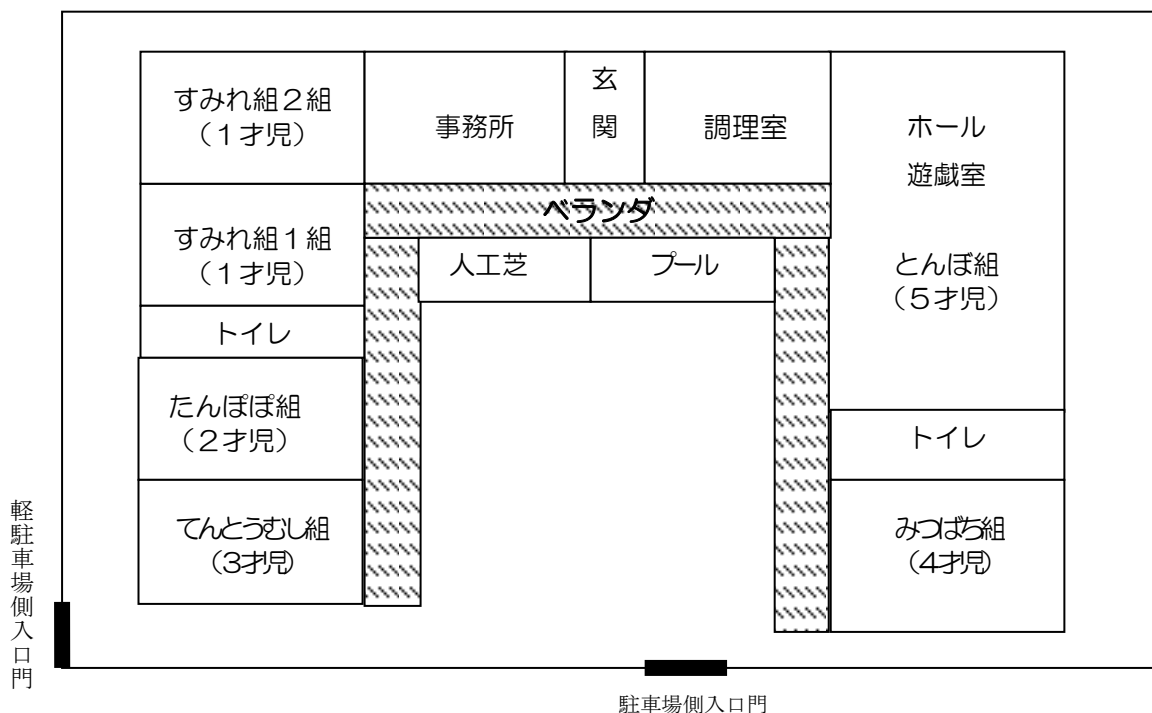
《クラス編成・職員構成》

R7. 4. 1 現在

クラス名(年齢)	児童数	職員数	職 員 構 成
すみれ組 1 組(1才児)	9	2	・ 所長 1 ・ 主任保育士 1 ・ 保育士 15 (フリー含む) ・ 短時間保育士 6 ・ 給食調理員 2 ・ 非常勤調理員 2 (交代勤務) ・ 延長保育パート 6 ・ 用務員 4 (交代勤務) ・ 事務員 1
すみれ組 2 組(1才児)	9	2	
たんぽぽ組(2才児)	18	3	
てんとうむし組(3才児)	19	3	
みつばち組(4才児)	17	2	
とんぼ組(5才児)	16	2	
計	88	38	

※令和4年度より、保育所の1歳児クラスの受け入れ数を増やし、2クラスで保育を実施することになりました。

《平面図》



デイリープログラム（保育所の１日）

時 間	１・２才児の活動	３才以上児の活動
７：００	延長保育・順次登所	延長保育・順次登所
８：３０	引継ぎ・視診・担任とあいさつ	引継ぎ・視診・担任とあいさつ
９：００	午前のおやつ・水分補給	あそび
９：３０	あそび	水分補給・クラス別活動
１１：００	給食	給食
１２：００	お昼寝準備（手遊び・紙芝居など） お昼寝	お昼寝準備（紙芝居・絵本など） お昼寝
１４：４５	めざめ・着替え	めざめ・着替え
１５：００	午後おやつ	午後おやつ
１５：３０	あそび 順次降所	あそび 順次降所
１６：３０	延長保育・水分補給	延長保育・水分補給
１８：００	水分補給	水分補給
１９：００	全員降所	全員降所

※土曜日は、活動内容が平日と多少異なります。（合同保育）

※水分補給は、随時行っています。時間帯は年齢によって多少異なります。

※５領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）と、食育にそって、保育を行っています。

《保育時間》

曜 日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	７：００～８：３０	８：３０～１６：３０	１６：３０～１９：００
土	７：００～８：３０	８：３０～１２：００	１２：００～１８：００

《休所日》

日曜日、国民の祝日、及び１２月２９日～１月３日まで。ただし、災害等で正常な保育をすることができないと市長が認めた場合は、臨時に休所することが、あります。

《土曜日の利用について》

- ・勤務があり、家庭で保育ができない場合、担任にお申込みください。

申し込みは、その週の水曜日までとなっています。所定の用紙にご記入をお願いします

- ・午後３時以降の利用のお子さんには、おやつがあります。

《慣れ保育について》

- ・新しい環境にお子さんが慣れるまで、約1週間から2週間を目安に保育時間を短縮して「慣れ保育」を行います。「慣れ保育」はお子さんの状況や年齢により時間及び期間が多少異なりますので、ご協力をお願いします。

《ICTシステム（コドモン）の導入について》

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年11月から保育ICTシステム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

【登録方法】

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

SNS 利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載することは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などをSNS等へ投稿する行為は控えるようにご協力お願いいたします。

【各種機能】

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）
- ・成長の記録（身長・体重）
- ・資料室（施設からのおたよりの保管）

※アプリの各機能については別途資料にてご案内いたします。

《家庭連絡について》

- ★お子さんについて・・・コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。
- ★毎日の様子・・・・・・コドモンにて、その日の活動や連絡事項等をお知らせします。
- ★毎月のお知らせ（配信）・・・＊園だより＊クラスだより＊保健だより
＊給食献立表（給食だより）
※杉の子だよりは、保護者会から発行されます。
- ★保育所から全体へ連絡する場合は、コドモンにてお知らせ配信します。

《保育所への連絡について》

1. 保育所では、コドモンでの連絡は、午前9時、午後2時～3時の間、午後4時に確認いたします。
2. 欠席・遅刻は、午前9時までにコドモン又は電話で必ず保育所へ連絡してください。連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。
3. 仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。コドモンでは午後4時までにお願いします。それ以降は電話での連絡をお願いします。

《保育所からのお願い》

- ・引き出しの中の衣類は毎日点検し、手ふきタオルは、毎日取り替えてください。
- ・持ち物、衣類、寝具等持ち物には、必ず名前を書いてください。
- ・住所、勤務先等の変更は、速やかに保育所に連絡してください。
- ・いつもと連絡先が異なる場合は、必ず連絡先をお知らせください。
- ・朝食は必ず食べてから登所させてください。

《その他集金について》

- ・カラー帽子（１個 ９８０円）を必要な方には購入していただいています。
- ・延長保育料金(利用者)を集金しています。
- ・保護者会費の集金があります。

《送迎について》

1. 送迎は、保護者の責任でお願いします。やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、前もって保育所に連絡してください。（代理は、高校生以上）
2. 登所は、なるべく９時までにお願いします。遅れるときはご連絡をください。
3. 登所した時は、必ずお子様を職員に託し、降所する時は、職員に声をかけてお子様をお引き取りください。
4. 車で送迎の方は、地域の方や他の人に迷惑をかけないように駐車してください。時間帯によっては、駐車場が込み合いますので、速やかな入れ替えにご協力をお願いいたします。
5. 駐車場の混雑で認定時間（短時間認定の方は 16:30・標準認定の方は 18:30）を過ぎる場合は電話でご連絡ください。職員が確認して、延長料金がかからない場合もあります。
6. 車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内及び自転車のカゴには置かず、必ず身につけて送迎してください。
7. 保育所の出入り口の門は、子どもが道路に出してしまう危険を防ぐため、保護者の方が責任を持って施錠をお願いします。防犯のため、9:30～15:30 の間はチェーン錠で施錠します。この時間の送迎等は、インターホンで対応します。
8. 朝の送迎を車でされる方は、7:30～8:30 までスクールゾーン規制があります。許可の必要な方は、申請書をお渡しますので、警察へ申請してください。警察の指導により、セイコーマートの方からは進入できません。また、ご近所に迷惑が掛からないように取り決めに従い、駐車場から出る時の一方通行にご協力ください。

駐車場利用についてのお願い

児童の送迎用の駐車場です。混雑する場合がありますので、譲り合って利用しましょう。保育所は、地域の方々に見守られています。地域の方々に迷惑がかからないよう車での送迎は、下記のことを守りましょう。また、地域とのルールで一方通行になっていますので、厳守願います。

朝の送迎を車でされる方は、7:30～8:30 までスクールゾーン規制があります。許可の必要な方は、申請書を渡しますので、警察へ申請してください。警察の指導によりセイコーマートの方からは進入できません。

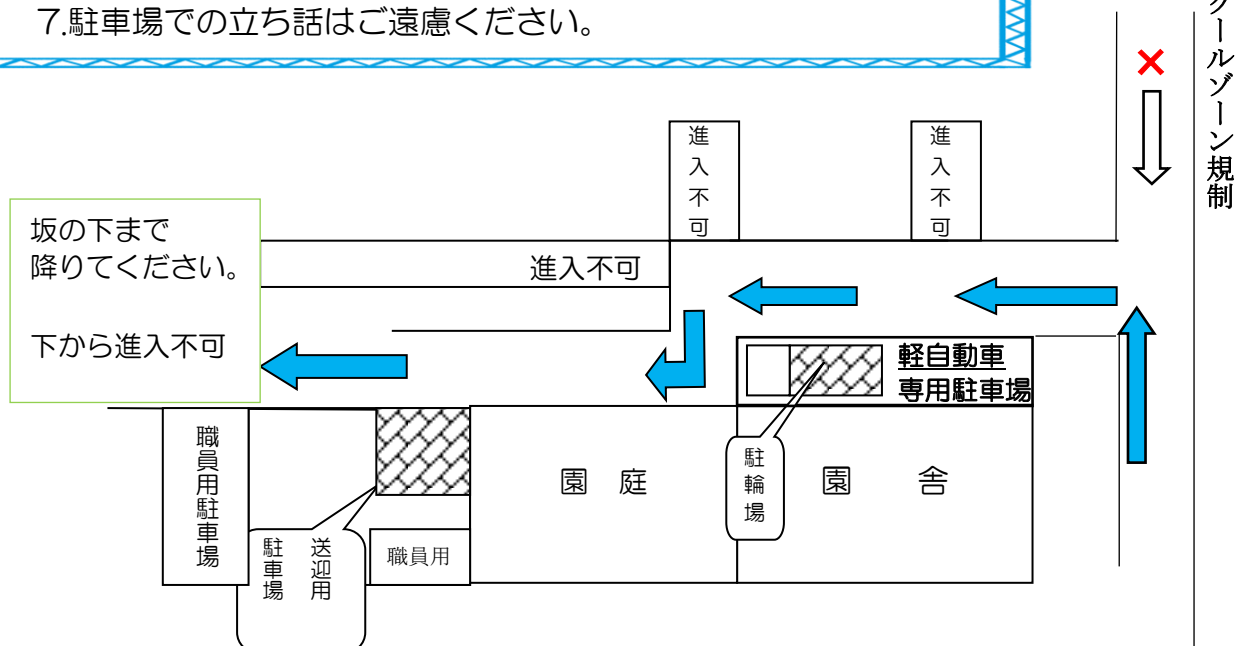
厳禁です



1. 路上駐車
2. 私道でのUターン
3. 軽自動車専用駐車場に、普通車の駐車
4. アイドリング
5. クラクションを鳴らす

お 願 い

- 1.送迎時は速やかに、駐車時間は短くお願いします。
- 2.子どもの安全のため、チャイルドシートを必ず装着ください。
- 3.軽駐車場・杉の子駐車場をご利用下さい。
- 4.車上荒らしが発生しておりますので、貴重品は車内に置かず身に付けて下さい。
- 5.自動車の方は、一方通行を必ず守って下さい。
- 6.自転車の方は、駐輪場をご利用下さい。
- 7.駐車場での立ち話をご遠慮ください。



送迎経路についてのお願い

迂回路の地図



- ① セイコーマート前(大石南小正門方面)進入不可 ⇒ AM7:30~8:30の間
※スクールゾーンの時間帯
- ② 進入不可 ⇒ 常時
- ③ 軽自動車駐車場より先、直進不可 ⇒ 常時



保護者の負担軽減等を目的として、ご家庭からオムツを持参することなく保育所が発注・保管する紙おむつとおしりふきを定額で利用できるサービス「おむつのサブスク」（希望書）を導入しております。

全クラス共通

- ・避難靴 ⇒ 名前を書いて、太ゴムでまとめる
- ・お昼寝セット(ベットシーツ・タオルケット or 毛布) 、クラス帽子 ⇒ 毎週、お洗濯
- ・ノートケース (A4 ジッパー付き) ⇒ 常時置いておく。
配布物を入れてお渡しします。
受け取った翌朝戻してください。

- 12 -

クラス	必要なもの(毎日確認をして補充しましょう)	
3歳 (てんとうむし)	パンツ・ズボン・Tシャツ(半袖・長袖)・トレーナー 4～5組 手拭きタオル(ループ付き) 2枚 コップ・コップ袋 おむつ使用の場合・・・紙おむつ(名前を書いて) おしりふき 汚れ物入れ袋(汚れた衣類を入れる袋) 1枚	
4歳 (みつばち)	パンツ・ズボン・Tシャツ(半袖・長袖)・トレーナー 3～4組 手拭きタオル(ループ付き) 2枚 コップ・コップ袋 汚れ物入れ袋(汚れた衣類を入れる袋) 1枚	
5歳 (とんぼ)	パンツ・ズボン・Tシャツ(半袖・長袖)・トレーナー 3～4組 手拭きタオル(ループ付き) 2枚 コップ・コップ袋 歯ブラシ *随時使用予定 1本 汚れ物入れ袋(汚れた衣類を入れる袋) 1枚	



《服装について》

- 服装は、清潔で活動しやすいもので、着脱の簡単なものを着用させ、必ず名前の記入をお願いします。なお、ロンパース、つりズボン、タイツ、スカート、フード付き、ひも付きの服は、危険ですので避けてください。
- 靴は、その子の足にあったもの、履きやすいもの、歩きやすいものを、用意してください。



《延長保育・延長保育料について》

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間)	7:30～18:30	8:30～16:30
延長保育料の対象時間	7:00～7:29 18:31～19:00	7:00～8:29 16:31～19:00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
// 1回利用	100円	1時間につき100円

※1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。

※土曜保育については、これまでどおり通常保育が8:30～12:00、最大でも7:00～18:00までです。(保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。また、短時間認定においては、平日の臨時延長保育と同様に延長保育料がかかります。)

※保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

2. 延長保育の利用について

※延長保育を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し承認を受けてください。

※あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子さんの保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子さんを預かるものではありません。

※勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。

通常の保育時間内(8:30～16:30)で送迎してください。

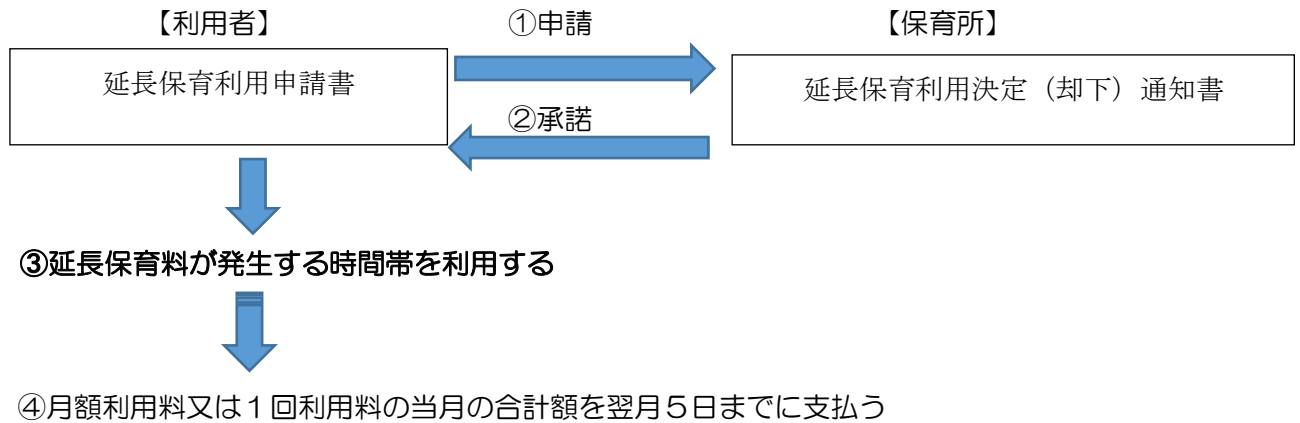
3. 臨時的延長保育の利用について

突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。(ただし、19:00を超えての利用はできません。)連絡がない場合は保育所から連絡をさせていただくことがあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

《 延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて 》〔令和元年8月以降〕

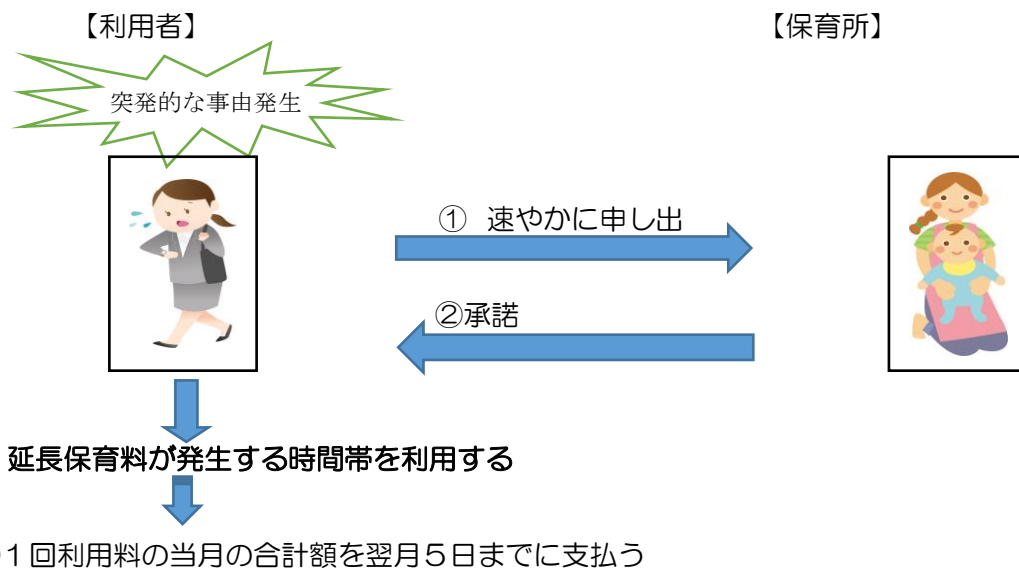
定期的な延長保育利用の方の場合

- 定期的に延長保育を利用する方（保育標準時間の児童）



臨時延長保育利用の方の場合

- 突発的な事由により延長保育を利用する方（保育標準時間・短時間の児童）



《給食について》

【給食の献立について】

- 献立表は、前月 25 日を目安にコドモンで配信します。
- 公立保育所は統一献立になっています。（毎月 1 回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。）
- 栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。
- 旬の食材、行事食を取り入れています。
- 薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。
- 1～2才児は、午前おやつ、昼食、午後おやつがあります。
- 3～5才児は、昼食と、午後おやつがあります。
- 食器は強化磁器・陶器を使用しています。陶磁器は、ご家庭でも使われていることから、子どもたちも親近感と安心感をもって使用できます。陶磁器を使用することによって、食器は落とすと割れるということを理解し、物を大切にする心が育ちます。また、器をしっかり持つ、姿勢を良くするといった食事マナーが身につけやすくなります。
- 畑で収穫した新鮮な野菜も、給食でいただくことがあります。

【食材喫食チェック表について】

公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めて行くために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。

【家庭でのお願い】

朝食は、必ず食べてから登所させていただきますようお願いいたします。

【食物アレルギーの対応について】

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合は、お申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。



《幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について》

令和元年 10 月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

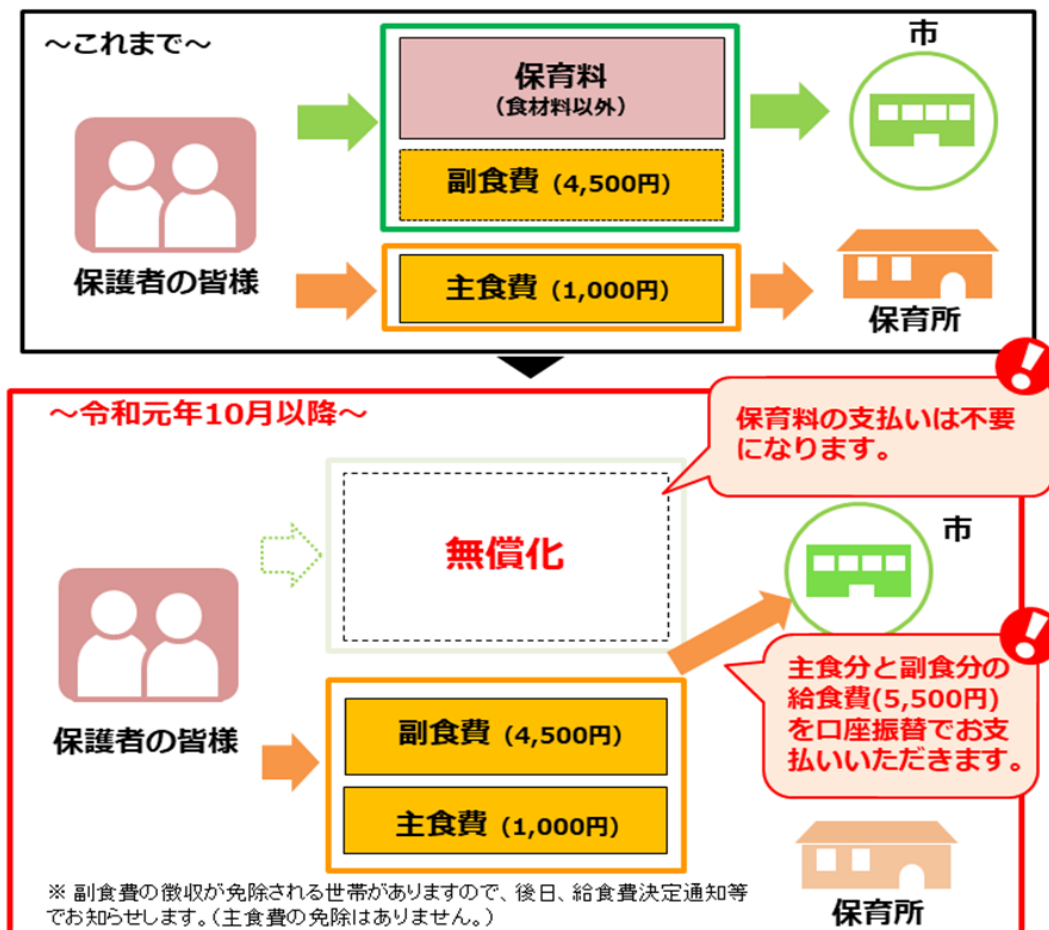
但し、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用(副食費)については、保護者の皆様のご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000 円)と副食分(4,500 円)を併せた給食費(5,500 円)をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。(同意書に記入していただきます。)

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。(主食費の免除はありません。)

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の6日前(閉園日は除く)までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。(詳しくは保育所長までご相談ください。)



《健康管理について》

保育所では、内科健診（年２回）、歯科健診（年２回）、を実施します。また、身体測定（身長・体重）については、３歳未満児は毎月、３歳以上児は隔月に実施しています。

１ コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。

いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

２ こんな時は連絡します

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合があります。連絡先は明確にお知らせください。

３ 感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。（子どもがかかりやすい感染症はP27～P29をご覧ください）

４ くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。やむを得ない場合のみ、１回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

５ 予防接種について

集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。（接種日はなるべく安静にしましょう）

６ 熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

７ 保育所でのケガ…急病…のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただいています。

保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間240円です。

嘱託医の先生

内科医名・・・榎本内科（医師名 榎本 哲）

Tel 725-1651

歯科医名・・・おかだ歯科医院（医師名 岡田 栄一）

Tel 771-1488

AEDを設置してあります

職員は全員 AED の取り扱い講習を受けています

予防接種のお願い

保育所は、免疫のない0歳から就学前の6歳までのお子さんが、集団で生活をしています。ひとは病気にかかるとはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかると重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願い致します。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

(上尾市東保健センター 電話：048 - 774 - 1414)

受けていただきたい予防接種

四種混合
ヒブ
小児用肺炎球菌
BCG
麻疹風疹混合 (MR)
日本脳炎
水痘
B型肝炎
ロタウイルス



保護者の皆様へ

保 育 所 と く す り



新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。
原則としてくすりはお預かりできません。



（日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。）

- * お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。
- * くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の個人的な判断で持参したくすり（予防するための市販薬）は、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。長期に続けて飲まなければならぬくすりの場合はご相談下さい。
- * 診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。
- * 1日3回飲ませるくすりは、「朝」・「保育所から帰ってからすぐ」・「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。
- * 時間で飲ませるように指示された時（4時間おき、6時間おきなど）は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。



【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 1、必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
- 2、くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
- 3、薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
- 4、健康連絡ノートや口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- 5、くすりは事務室で一括管理します。



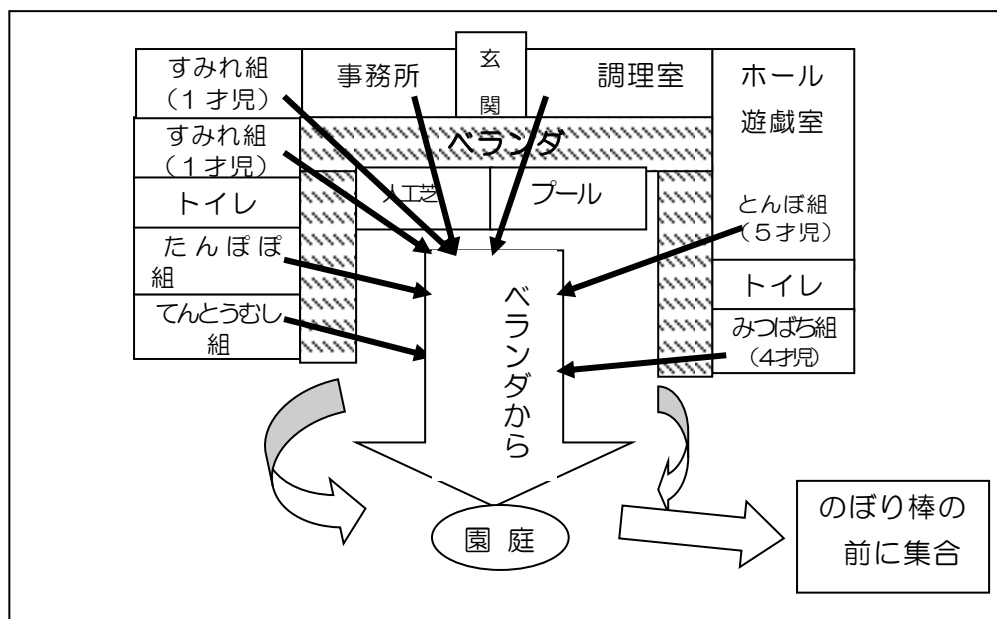
※気管支拡張テープを張ってくる場合、テープに日付・お子さんの名前を記入し、健康連絡ノートに貼ってある部位を記入してください。なお、貼り替えは行いません。

《災害が起きた場合の連絡先について》

災 害 時 避 難 場 所		
避 難 場 所	1. 畔吉保育所 2. 大石南小学校	TEL 048-725-5400 TEL 048-726-2655
災 害 用 伝 言 ダ イ ヤ ル	局番なし171 災害によって電話 がつながりにくい 時に、安否確認の 伝言を録音できる	<u>聞きたい場合</u> ①「171」をダイヤル ②音声案内に従い「2」をダイヤル ③保育所電話番号 「048-725-5400」をダイヤル ④伝言内容を聞く（再生）
市 役 所	上 尾 市 役 所 保 育 課	TEL 048-775-5111 TEL 048-775-5044

- ✧ 第1次避難場所は保育所です。まずは保育所へお迎えに来てください。
- ✧ 大石南小学校に避難した場合も、先に保育所に来て確認してください。
- ✧ 全員の連絡が取れるまでは、保育所で職員が待機しています。
- ✧ 市立保育所では、災害時情報配信は、コドモンを利用して情報を提供しています。
- ✧ 災害時お知らせ配信・災害ダイヤル訓練を年3回行っています。保護者の方にも確認をお願いしています。

～避難経路～



風水害等の災害時における臨時休園の基準について

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており、子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和 2 年 10 月 15 日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	・市が警戒レベル 5 相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル 4 相当の自治体防災情報「避難指示（緊急）」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・ＪＲ東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 ※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。
防災情報発令時の対応 (災害当日)	・市が警戒レベル 5 相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル 4 相当の自治体防災情報「避難指示（緊急）」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・警戒レベル 3 相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 ※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

- ・市は、災害前日にＪＲ東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- ・浸水想定区域に指定されている保育施設（**畔吉**、ころぼっくる第二、泉の森、つつじが丘）は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

② 保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども
対象年齢	・1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	・8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。



《個人情報について》

- お子さんやご家庭の皆さんの個人情報の取り扱いには十分気をつけています。
保護者の方に提出していただいた情報に関しては、病気等緊急時の連絡と保育所での活動に限って使用させていただいています。
配布物や掲示物に個人情報が流出しないよう十分に注意し、知り得た情報を他に漏らすことのないようにしています。
- 保育所研修委員会では職員の資質向上を目的とした内部研修で使用する為、職員と子どものかかわりや遊びの様子等、ビデオや写真で撮影させていただくことがあります。
内部研修のみで使用させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
また、保育所での行事や様子などをお知らせするため写真撮影し、クラスやベランダに掲示させていただくことがあります。
- 行事等、個人で撮ったビデオや写真は、その後の取り扱いには十分ご配慮ください。

《小学校との連携》

畔吉保育所は、大石南小学校と年長さんが交流する機会があります。



保育所児童保育要録

保育所保育指針の改定により、平成21年度からすべての保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付することになりました。

接続期プログラム

上尾市では、家庭や幼稚園、保育所、保育園や小学校など、子どもにかかわるすべての大人が目安を共有することで、それぞれの教育の充実を図るとともに、日常生活や学びを円滑に接続させることを目指しています。保育所では、接続期プログラムを作成し、活用していきます。近隣の小学校との交流を図っています。

《保育所の評価・職員の研修について》

保育所では、自らの保育を職員間で振り返ることにより、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、一人ひとりの子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築き、保育の質の向上を図る目的で保育所の自己評価を行なっています。平成31年度には第三者評価を受審しています。

また、職員の自主学習や保育活動での経験及び研修を通して、深められた知識や技術、並びに人間性が実践として活かされるよう、仕事での研修、また、個人で休暇を利用して研修等に参加し、自己研鑽に努めています。

＜公の主催研修＞

市役所主催研修・保育課主催研修・保育所領域別研修・県保育士会研修・社会福祉協議会研修 など

＜保育所学習会＞

安全委員学習会・救急法・自主学習会・子育て講演会 など

＜専門家による巡回相談＞

年数回専門家が保育所を巡回し、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。



《「赤ちゃんの駅」の設置について》

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。上尾市内の公共施設には「赤ちゃんの駅」が設置されています。畔吉保育所にも平成22年から設置されており、赤ちゃんのおむつ替え用マットが用意してあります。

《子育て電話相談》

市立保育所では市民向け育児電話相談を受け付けています。

市立保育所では、子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、保育士による育児相談を行っています。睡眠、食事、身体発達、言語、情緒など、日ごろの子育ての中で心配なことがありましたら、ご利用ください。

- ・相談日・時間 毎週月曜日から金曜日 午後1時から3時まで

《上尾市 病児・病後児保育について》

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育室2ヶ所、病後児保育室2ヶ所 合計4か所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

病児・病後児保育施設

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時

8時30分には、医師の診断があります。

☆かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

- ・上尾市藤波 3-187 TEL：048-789-3116
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

☆さくらクリニック 《どんぐりルーム》

- ・上尾市大字上尾村 542-1 TEL：048-871-8630
- ・受入年齢：生後6ヶ月から



病後児保育施設

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時・月曜日～金曜日 8：00～18：00

☆ころぼっくる保育園 《たんぽぽ》

- ・上尾市小泉 5-7-4 TEL：048-771-2701
- ・受入年齢：生後7ヶ月から

☆ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市 3870-1 TEL：048-721-3781
- ・受入年齢：生後2ヶ月から

※施設ごとに受け入れ年齢が異なります。

※祝日、年末年始・診療がない日のドお預かりできない日もあります。

※病児・病後児保育を利用するためには登録が必要です。

《休日保育について》

上尾市では、私立保育園 2 か所（保育園アミ・クレイシュ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は 1 歳児クラス（4 月 1 日時点で満 1 歳以上）から小学校就学前までの児童です。

（利用できる曜日と時間）

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。

ただし年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。

時間：（保育標準時間認定の場合）午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

（保育短時間認定の場合） 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

※日曜から土曜日までの 1 週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6 日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日 1 日保育所はお休みしていただくようになります。

（利用料）通常保育の保育料に含まれます。

（定員） 10 名

（利用方法）実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

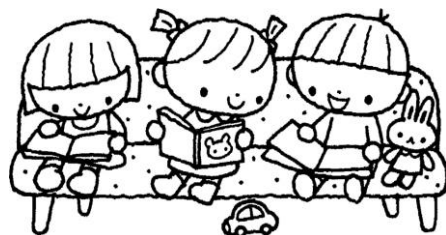
利用登録・利用予約・お問い合わせ

☆保育園 アミ・クレイシュ

上尾市浅間台 1-18-30 TEL 048-777-0234

☆うぐす保育園 上尾春日

上尾市春日 1-21-7 TEL 048-770-0880



子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8～12 日	解熱後 3 日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1～4 日	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後、3 日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16～18 日	発しんが消失していること。
水痘(水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14～16 日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16～18 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3 か月～ 数 10 年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2～14 日	発熱、充血などの主な症状が消失した後 2 日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2～14 日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7～10 日	特有な咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症 (O157 等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの 大腸菌 10 時間～6 日 O157 は主に 3～4 日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、平均 2 4 時間または 2 ～ 3 日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4 日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が莓状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5 日	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること。

マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3 週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑（りんご病）	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が現れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発疹が出る	4～14 日	全身状態が良いこと。
ウイルス性 胃腸炎 ノロウイルス 感染症 ロタウイルス 感染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48 時間 ロタウイルス 1～3 日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱ができ、潰瘍となる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
R S ウイルス 感染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4～6 日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱疹しん	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しんがかさぶたになっていること。
突発性発しん	3 日間程度の高熱の後、解熱とともに発しんが出て数日で消える。	9～10 日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ	10～30 日 卵は 7 日で 孵化	駆除を開始していること。
疥癬（かいせん）	かゆみの強い発しん、手足等に線状の隆起した皮しん。（疥癬トンネル）	約 1 か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫（水いぼ）	白から淡紅色の丘しんで、大きくなると中央にくぼみがある。	2～7 週	伝染性軟属腫（水いぼ）から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性 膿痂しん（とびひ）	湿しんや虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2～10 日 長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B 型肝炎	ウイルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45～160 日 （平均 90 日）	医師において感染のおそれがないと認められていること。

新型コロナ ウイルス 感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、 倦怠感、消化器症状、鼻水、 味覚異常、嗅覚異常	約 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽 快した後 1 日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日 0 日目として、5 日を経過すること。
ヒトメタニュー モウイルス 感染症	咳、鼻水、発熱などから、 一部、気管支炎や肺炎をき たすことがある。	4 ～ 6 日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が 良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋 肉痛、関節痛、発しんなど。	2 ～ 1 4 日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するよ
うに完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。



子どもの急な病気に困ったら小児救急電話相談に連絡を！

電話 #8000 ダイヤル回線の場合は 048-833-7911

相談時間：24 時間 年中無休

※子どもの急病時（発熱、下痢、嘔吐等）の家庭での対処法や、受診の必要性について、看護師が
電話で相談に応じます。

急患診療

内科・小児科・外科の休日急患診療は、上尾市平日夜間および休日急患診療所で行っています。
年末年始も診療しています。

受付時間 ・平日(月～金 祝日を除く) 20:00～21:30

小児科 内科

・日曜・祝日 12/30～1/3 小児科 内科 外科

9:00～11:30 13:00～15:30

所在地・上尾市緑丘 2-1-27（電話 048-774-2661）

中毒110番

中毒 110 番は、化学物質（タバコ、家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急
性中毒について、市民からの電話による問い合わせに対して情報提供しています。

利用するときは、

① 何をどれくらい飲んだか（商品名、メーカー名など） ② 飲んだ時刻

③ 現在の子どもの様子、状態を伝えられるようにします。

（財）日本中毒情報センター・大阪中毒 110 番 072-727-2499(無料) 365 日 24 時間対応

・つくば中毒 110 番 029-852-9999(無料) 365 日 9 時～21 時

・タバコ誤飲事故専用電話 072-726-9922（無料）

365 日 24 時間対応

「災害共済給付制度」について

保育所の管理下でけがをしたとき

医療機関に受診する



原則

(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請す

概要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が¥1,000以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

給付額

医療費総額の自己負担分(2割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の4割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が¥5,000であった場合

(医療機関で)保護者には、自己負担分の¥1,000(2割)を窓口でお支払いいただきます。

(後日振込で)センターから、自己負担分¥1,000+お見舞金¥1,000=¥2,000

(総額の4割)が支給されます。

※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

掛金

児童1人の掛金は年間375円ですが、保護者の掛金は240円です。設置者が125円負担します。

例外

窓口支払総合計が、
¥1,000未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

概要

こどもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。15歳に達する日以降の3月末日まで対象になります。

支給対象

各医療保険制度の自己負担額

※ 保険外費用は支給対象外です。詳しくは、上尾市子ども支援課にご確認ください。

請求方法

- ① 上尾市子ども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市子ども支援課に提出してください。後日、指定口座

◎お願い◎

- ① 医療機関への再診の付き添いは保護者の方をお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。
- ③ 治癒後、窓口支払総合計が¥1,000未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※ 医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費(高度・専門医療を行う200床以上の病院を受診するときに係る費用)は、スポーツ振興センター医療費給付・こども医療費いずれも対象とは

保育所についてのご意見・ご要望をお寄せください

1 当保育所を利用するにあたりまして、保育所が提供するサービス（保育所が行う保育内容）について、お気づきのこと、改善してほしいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では、「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対応いたします。その際、個人情報の保護には十分配慮いたします。

2 意見の提出方法

① クラス担任、苦情受付担当者、保育所長に口頭、面接、電話、書面等により随時申し出ください。

② 「ご意見箱」に備え付け用紙に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を記入し、お入れください。

③ 電子メール用の「e-意見箱」に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を入力し、送付してください。

※件名に「保育所についての意見・要望」と入力してください。E-mail アドレスは s172300@city.ageo.lg.jp

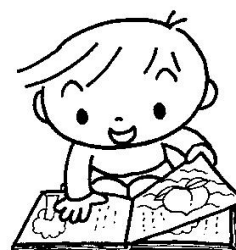
④ 保育課に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望をご記入のうえ郵送、FAX、直接持参してください。

3 苦情解決担当者は下記のとおりです。なお、苦情解決第三者委員の立ち会い、相談が必要な場合は、保育所主任保育士、保育所長に連絡先をお尋ねください。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ・ 苦情受付担当者 | 保育所主任保育士 |
| ・ 苦情解決責任者 | 保育所長 |
| ・ 苦情解決総括責任者 | 上尾市 保育課 |
| ・ 苦情解決第三者委員 | 小杉 道郎、鈴木 宏明、甲原 裕子 |

4 意見・要望の取り扱いについて

提出していただいたご意見・ご要望を十分検討し、文書で回答いたします。匿名のものについては、掲示板にて回答いたします。なお、ご意見・ご提案の内容及び回答で保育所に共通する事項などは、園だよりを通じて紹介させていただく場合がありますので、ご了承ください。



次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1. 家族の状況に変更があった場合の届出

	内容	提出書類	提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書	変更を適用 させたい月の 前月20日 まで。
②	氏名の変更	支給認定変更申請書	
③	家族構成に 変更がある 場合	妊娠・出産	
		支給認定変更申請書	
		母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	
		結婚	
		支給認定変更申請書	
		①配偶者の就労証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
		離婚	
		支給認定変更申請書	
		調停中の場合…事件係属証明書または夫婦関係等 調整調停申立書(裁判所の印があるもの)	
		同居家族増	
		支給認定変更申請書	
		死亡	
		支給認定変更申請書	
	税額(所得税・住民税)に 変更があった場合	支給認定変更申請書	
	勤務内容(会社、勤務場 所・時間・日数)が変わっ たとき	支給認定変更申請書と就労証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請 書にその旨を記入	
	育児休業を取得・復帰した	取得…休業期間が明記された就労証明書 復帰…就労証明書	

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。**保育の実施解除申出書**をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(就労証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、2ヵ月以 内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3ヵ月経過するとき	出産後3ヵ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い、仕事を辞めた場合、出産予定日の3ヵ月前より保育所入所要件が「出産」となります。
出産後3ヵ月までに証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業中の保育所入所制限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6ヵ月になる月の月末までが入所期限です。
入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

☆書類の提出および認定内容の変更適用日について 認定内容(保育必要量、保育要件等)の変更希望がある場合は、変更を希望する月の
前月20日までに利用している保育施設へ必要書類の提出をお願いいたします。

20日までに利用施設へ提出いただいた書類を基に翌月1日からの認定内容を変更します。



名称	所在地	TEL	その他	
大久保公園	上尾市中分1丁目8			
下芝公園	上尾市中分1丁目19			
上尾西消防署	上尾市中分1丁目232	048-725-2624		
下芝水辺公園	上尾市中分2丁目195			
御波中分ふるさと緑の景観地	上尾市中分2丁目342		※おおたかの森	
東栄寺	上尾市中分3丁目90-1	048-725-2440		
丸山公園	上尾市大字平方3326	048-781-0163		
あぜよし公園	上尾市畔吉			
諏訪神社	上尾市大字畔吉835	048-725-2069		
徳星寺	上尾市大字畔吉751	048-725-1599		
榎本牧場	上尾市畔吉736-1	048-726-1306		
氷川山公園	上尾市小泉1-452-3			
小泉中央公園	上尾市小泉35			
ひばりやま公園	上尾市小泉5-9			
天神公園	上尾市小泉9-12			
下芝公民館(裏)	上尾市中分2-277		※ロボット公園	

🌸令和7年度 年間行事予定🌸

月	行 事 予 定
4	☆入所進級式 ☆クラス別懇談会 ・杉の子総会（書面にて）
5	・こいのぼり集会 ☆親子交流会（3,4,5 歳児） ・内科健診 ・歯科健診
6	・プール開き ☆夏まつり
7	・七夕 ☆クラス別懇談会
8	
9	・お月見
10	☆運動会
11	・内科健診 ・歯科健診 ・卒園遠足（年長のみ） ・総合避難訓練 ☆クラス別懇談会 ☆親子交流会(1.2 歳児)
12	・餅つき ・お楽しみ会
1	
2	・節分 ☆保育報告会
3	・ひな祭り ・新入児入所説明会 ・卒園式(☆年長のみ)ー未定 ・お別れ会
その他	誕生会（毎月）・避難訓練（毎月）身体測定（1～2 歳 毎月・3～5 歳 隔月） 支援センター交流・園庭開放等も行っています。 ☆印は保護者参加の行事です。 詳細については、後日園だよりや、クラス便りでお知らせいたします。 また、実施時期についても変更になることがあります。 クラス別懇談会は、クラスにより実施時期が異なることがあります。

※保育所での様子を知っていただく機会として、保護者の方の**保育参加**を実施します。
午前中、子どもと一緒に遊んだり、散歩に出かけたり、給食(試食費200円当日集金)を食べたりします。動きやすい服装や履物でご参加ください。全クラスで2組(クラスでは1組)、期間は5月頃から1月まで(※5歳児クラスは12月まで)の間でお願いします。お子さん1人に1回です。行事の日以外など、クラスのカレンダーの予定を掲示しますので、確認の上、希望日を担任にお知らせください。終了後、所定の用紙にご感想をお願い

